

応急手当普及員講習の開催について（ご案内）

常日頃から消防行政にご協力とご理解をいただき厚くお礼を申し上げます。

応急手当普及員講習は、心肺蘇生法をはじめAEDの使用方法や気道異物除去方法など様々な救命の知識、技術を普及指導していただくための指導者を養成する講習となっております。

より多くの方々に応急手当を普及していただき、万が一起こった救急事故での素早い処置により、一人でも多くの方の命を救うことを目的としております。

つきましては、下記のとおり開催いたしますので、本講習の趣旨をご理解いただき、受講についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 開催日時 令和7年9月17日（水）～19日（金） ※3日間
8時30分～17時10分まで（※受講初日受付8時30分～）
- 2 開催場所 富岡消防署3階会議室（富岡町大字本岡字王塚673-3）
- 3 講習内容 (1) 救命に必要な応急手当の基礎知識及び実技等
(2) 救命に必要な応急手当の指導要領等
(3) AEDの知識、使用方法の指導等
(4) 効果測定：指導内容に対する質疑への対応
- 4 募集定員 24名（定員になり次第終了）
- 5 受講料 (1) 講習費 5,000円（テキスト代含む）
※受講初日に受付で現金支払いとなります。
（応急手当指導者標準テキストガイドライン 2020 対応：東京法令出版）
(2) 9月10日以降のキャンセルは受講料を請求させていただきます。
※講習期間中における中途キャンセルがあった場合も受講料の返金はできかねますので、予めご了承ください。
- 6 申込期間 令和7年8月29日（金）まで
- 7 申込方法
別紙〔令和7年度応急手当普及員講習申込票〕に所要事項を記入の上、FAXまたは電子メールにて双葉消防本部へお申し込み下さい。
※土日祝祭日を除く、平日9時00分から17時00分までの時間内をお願いします。

8 認定証及び有効期間

- (1) 応急手当普及員として認定した者に対し、認定証を交付いたします。
- (2) 資格認定の日から3年間で失効するものです。ただし、失効前に再講習（3時間）を受講した者については、更に3年間有効とし、その後も同様とします。

9 その他

- (1) 講習期間内は、筆記用具・動きやすい服装・上履き（シューズ等）持参でご参加ください。
- (2) 駐車場については、富岡消防署南側駐車場をご利用ください。
- (3) マスク着用については任意としますが、咳症状等がある方はマスク着用にご配慮くださるようお願いいたします。

10 問い合わせ先

双葉地方広域市町村圏組合消防本部

電 話：0240-25-8523 ／ FAX：0240-25-8524

電子メール：honbu_shobo01@futabashobohonbu.jp

消防課消防係 [新妻（にいつま）、小野田（おのだ）、作山（さくやま）]